

資料2

令和5年度

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の 別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
栃木県 栃木市	千代田タクシー 有限会社	(1) 北部エリア		北部エリア		往 km 復 km	244日	1,916回			区域運行	②(1)	【北部エリア】 栃木駅で JR両毛線・ 東武日光線と接続	③
		(2) 南部エリア		南部エリア		往 km 復 km	244日	1,459回			区域運行	②(2)	新栃木駅で 東武日光線・ 東武宇都宮線と接続	③
	栃木合同タクシー 株式会社	(3) 北部エリア		北部エリア		往 km 復 km	244日	3,356回			区域運行	②(1)	野州平川駅で 東武宇都宮線と接続	③
		(4) 南部エリア		南部エリア		往 km 復 km	244日	3,049回			区域運行	②(2)	野州大塚駅で 東武宇都宮線と接続	③
	有限会社 大平タクシー	(5) 北部エリア		北部エリア		往 km 復 km	8日	8回			区域運行	②(1)	家中駅で 東武日光線と接続	③
		(6) 南部エリア		南部エリア		往 km 復 km	244日	1,648回			区域運行	②(2)	合戦場駅で 東武日光線と接続	③
	藤岡タクシー 株式会社	(7) 北部エリア		北部エリア		往 km 復 km	5日	5回			区域運行	②(1)	東武金崎駅で 東武日光線と接続	③
		(8) 南部エリア		南部エリア		往 km 復 km	244日	1,552回			区域運行	②(2)	【南部エリア】 栃木駅で JR両毛線・ 東武日光線と接続	③
	有限会社 都賀タクシー	(9) 北部エリア		北部エリア		往 km 復 km	244日	3,315回			区域運行	②(1)	新栃木駅で 東武日光線・ 東武宇都宮線と接続	③
		(10) 南部エリア		南部エリア		往 km 復 km	5日	5回			区域運行	②(2)	野州平川駅で 東武宇都宮駅と接続	③
	株式会社新交通	(11) 北部エリア		北部エリア		往 km 復 km	244日	1,560回			区域運行	②(1)	大平下駅で JR両毛線と接続	③
		(12) 南部エリア		南部エリア		往 km 復 km	2日	2回			区域運行	②(2)	新大平下駅で 東武日光線と接続	③
	岩舟タクシー 株式会社	(13) 北部エリア		北部エリア		往 km 復 km	6日	6回			区域運行	②(1)	岩舟駅で JR両毛線と接続	③
		(14) 南部エリア		南部エリア		往 km 復 km	244日	1,588回			区域運行	②(2)	静和駅で 東武日光線と接続	③
	安全タクシー 有限会社	(15) 北部エリア		北部エリア		往 km 復 km	27日	27回			区域運行	②(1)	藤岡駅で 東武日光線と接続	③
		(16) 南部エリア		南部エリア		往 km 復 km	244日	1,586回			区域運行	②(2)		③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。

2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。

3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。

4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載す。

5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。

6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。

7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。

8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。